

## 桑名市都市計画マスタープラン及び緑の基本計画策定に伴う職員ワークショップならびに地域別ワークショップの経過

### (1) 職員ワークショップ

市民でもある職員を対象としたワークショップを実施することにより、様々な視野からの「まちづくり」に対する意見を集約し都市計画マスタープランに反映させるために実施。

#### 【日程・プログラム】

平成18年10月3日	○「良いところ探し、悪いところ探し」
平成18年10月24日	○「テーマ別『なったらいいな〜』などの取り組みアイデア」の検討

### (2) 地域別ワークショップ

市内の中学校単位を基本に8地域に区分し、各地域の住民の参加によるワークショップを開催。

第1回 地域別ワークショップ（全体会議）	
平成18年 12月3日(日)	テーマ：「地域の課題と資源の発見」 ○地域別ワークショップの趣旨説明 ○桑名市総合計画や都市計画マスタープラン等の概要説明 ○地域の良いところ、悪いところの確認「良いところ探し、悪いところ探し」
第2回 地域別ワークショップ	
平成19年 1月20日(土)、21日(日)、 27日(土)、28日(日)	テーマ：「地域の点検と点検マップづくり」 ○現地見学と地域の資源と問題点や課題の整理
第3回 地域別ワークショップ	
平成19年 3月3日(土)、4日(日)、 10日(土)、11日(日)	テーマ：「地域のまちづくりのアイデア検討」 ○地域の課題の確認と課題ごとのまちづくりのアイデアの検討
第4回 地域別ワークショップ	
平成19年 5月12日(土)、13日(日)、 19日(土)、20日(日)	テーマ：「地域別構想の検討」 ○地域別の構想の検討と計画推進に向け地域の住民が主体的に取り組むまちづくり活動の検討
地域別ワークショップ報告会	
平成19年 10月27日(土)	テーマ：「地域別構想の検討」 ○桑名市都市計画マスタープラン及び緑の基本計画策定委員会 委員長 三重大学 浅野聡准教授による基調講演 ○各地域のワークショップ成果の報告

## 用語解説集

#### 【あ行】

あ	アイデンティティ	自己が環境や時間の変化にかかわらず、連続する同一のものであること。主体性。自己同一性。
	アダプトプログラム制度	市民ボランティアが道路、公園等を定期的に清掃・美化などを行う一方、行政や企業が、清掃道具の提供をするなど、ボランティア活動のサポートを行う制度。
う	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所あたり面積15～75haを標準として配置する。
お	オープンスペース	都市または敷地内で、建造物の建っていない場所。空き地。

#### 【か行】

か	街区公園	もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離250mの範囲内で1箇所あたり面積0.25haを標準として配置する。
	河川区域	河川の洪水、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、及び流水の正常な機能が維持されることを目的とし、河川法により行為の規制や管理行為が行われる一定の区域を河川区域という。
き	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区あたり1箇所を誘致距離500mの範囲内で1箇所あたり面積2haを標準として配置する。
こ	コリドーゾーン	河川、水利用に関する観光資源の連続する地区。（コリドー：回廊）

#### 【さ行】

し	市街化区域	都市計画法第7条に規定。既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域。
	市街化調整区域	都市計画法第7条に規定。市街地としての開発や建設を抑制する区域。
せ	自然公園	すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用増進をはかることにより、国民の保健、休養および教化に資するために設けられた公園。（国立公園、国定公園及び県立自然公園の3種類がある。）
	住区基幹公園	都市公園のうち住民の生活行動圏域によって配置される比較的小規模な公園で、都市計画で位置づけられた街区公園、近隣公園及び地区公園が含まれる。
そ	樹林地	当該土地の大部分について樹木が生育している一団の土地であり、樹林には竹林も含まれる。
	セットバック	建物を建てる際、土地に接する道路面からある程度の距離をおいて建築することをいう。
そ	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所あたり面積10～50haを標準として配置する。

#### 【た行】

ち	地域地区	都市計画法に基づき都市計画区域内を、利用目的によって区分し、土地の合理的な利用を図るもの。用途地域や特別用途地区などがある。
	地区計画	ある一定の地区を対象に、実情に合ったよりきめ細かい規制を行い、その地区の特性にふさわしい良好な環境を整備、保全を図るための制度。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離1kmの範囲内で1箇所あたり面積4haを標準として配置する。